

大谷池決潰

第三章 災害・治水

○災害対策委員会役員

委員長	請川卓
副委員長	平岩照治郎
常任委員	高橋岩五郎
全	茨木秀太郎
全	小出三郎
全	安藤正
全	高橋義視
全	山田栄太郎
助役	高橋茂夫
會計係	磯野栄治郎
記録係	東良龍
勤勞奉仕係	大西澄夫
耕種係	高橋義視
建材係	大久保雅一
農機具係	
生活必需物資	石川輝之真鍋三郎
更生係	大鹿一美

○被害土地調 紀伊村

区分	田	畑	計
荒地甲	四六七二四		四六七二四
〃乙	四五九一五	八二八	四五九一五
〃丙	七八四二〇		七八四二〇
埋没甲	一二五三二八	一五二六	一二五三二八
〃乙	七八六一四	一六二〇	八〇、一四〇
浸水甲	五五六〇五	三一五	五七二二五
〃乙	四八二〇九		四八五二四
合計	四七九〇二五	四四二九	四八三五二四

○土地被害集計表

部落	荒地		地			埋没		浸水		計
	甲	乙	丙	甲	乙	甲	乙			
西丸井	一八六〇九	五、一〇三	六九〇五	三、三〇〇		三、一八	一、三二四	三、八四一九		
福田原	二、三三〇七	二、六四一五	三、六〇〇三	三、三三二四	三、三三二四	一、一八二六	一、三、一七	一、六七、二五		
丸井南	一、八六〇七	一、四二一〇	二、六、一一	四、三、六〇六	二、五、一〇三	二、九、一〇	二、二、二六	一、一、三、三三		
丸井北	一、八〇、		八、四、二四	四、〇、九二九	一、九、六〇五	二、三、二六	一、八、二四	七、三、五、一八		
其他	二、八〇二		一、八〇、			二、〇、八二七	二、九、八〇九	五、六、六、二六		
計	四、六、七、二五	四、三、〇〇八	七、九、三、二〇	一、二、三、一九	六、九、五〇二	四、一、二〇七	四、八、五〇〇	四、四、九、七二一		

○被害程度別合計

田	荒地		畑	荒地
	甲	乙		
四町六反七二四			八二八	
四町五反九一五			一反五二六	
七町八反四三〇			一反六二〇	
一二町五反三二八	埋没	甲	三二五	
七町八反六一四		乙		
五町八反七二一	浸水	甲		
四町八反二〇九		乙		
四八町二反二一一		合計	四反二八九	

○ 水害記念碑
 表面 大谷池の潰えたる水に流されし
 裏面 石の一つをここにとどむる ひろむ

昭和二十一年五月九日午前七時大谷池決潰豊池上下流失
 被害耕地 四四九反七畝（内福田原一六七反六畝）
 家屋の流失 五四棟 倒壊 二四 浸水 一八〇棟
 死者 六名
 流失家具什器 三二六八〇点 穀物 三一石一斗
 昭和二十七年春 七十九翁 平岩照治郎
 ○ 水害記念碑除幕式に至る迄

昭和二十一年五月九日午前七時、大谷池の堤が切れつつあると西丸井部落からの急報を聞き、早速部落民に知らさんと思ひ、火の見櫓に登り半鐘を乱打して急を知らした。部落民の大方は、庚申山に避難した。池の方を見れば早や水は、はげしい勢いで流れている。この決潰のために、西丸井の豊池も決潰して、水勢益々強く、そのために家屋の倒壊、床上浸水等、又にげおくれ死んだ者六名を出し、数時間の内に西丸井、福田原、丸井南、丸井北は大被害を受け、田畑は一大河原と化し、流されし大きな石は一面に散乱して、目も当てられぬ大害地となった。

当時福田原部落長、平岩照治郎氏は之れが復興に全力を尽し、被害民をはげまし、他方面よりの多大な救援をえて、先づ大きな石と砂の片付けに着手、部落内に五十数ヶ所の砂山が出来た。かくて氏は五ヶ年の間、家業を休み、日夜復興に打ちこんだ。その後十年を経てようやく旧地同様に復興した。部落民は、この悲惨な水害を記念して、流れて来た石の一つを水害記念碑として、庚申山の前に建てた。之は水害後十七年目の五月九日（昭和二十七年）に除幕式と死者の慰霊祭を併せて挙行したのである。碑の表面は平岩照治郎氏妻ひろむの作歌にて誰が読んでもすぐわかるように、最も平易にこの石を流して来た程の大水害であつたと思えるようにした。裏面には当時の水害状況を平岩照治郎が集計して記録したものである。

昭和二十七年五月九日午前九時水害記念除幕式開式之辞

一、修葺（被詞奉上被行事）

一、齋主進みて幕の紐の端を取り児童に授く

一、児童紐を曳きて幕を除く

一、齋主降神を奏任す

一、神饌を供す

一、齋主祝詞奉上

一、齋主玉串を奉り拜礼

一、部落総代右同

一、平岩先生御夫妻右同

一、石工、植木職全

一、参列員全

一、齋主昇神奏任す

一、式辞祝辞

一、閉式の辞

以上

(二) 代之池決潰

1 決潰状況

昭和二十六年七月十三日、午後一時頃、旬日来の霖雨のため、代之池本堤防後背に、「のりずれ」が突発し、さらに地響きを立てて継続的にずれ、本堤防の決潰は目前に迫り、本村ならびに粟井村への危機が、刻一刻と近づいていた。急を聞いてかけつけた本村ならびに隣村の群衆は、この危急を救おうと、「余ればき」より柞田川支流粟井川に放水したが、その水勢は意外に急激で人力ではいかんともなすことができず、遂に左記のとおり被害が起こるに到る。

○ 決潰箇所

1 本堤防後背の「のりずれ」一ヶ所

幅三十七メートル、高さ十メートル、土量約五百立方メートル

○ 被害状況

1. 浸水家屋 六戸

2. 橋梁流失(丸井橋) 一

3. 河川堤防の決潰 二五〇メートル

4. 水源地(出水)の埋没破損 三ヶ所

5. 田畑の荒廢 二町七反

6. 田畑の一部被害 五町六反

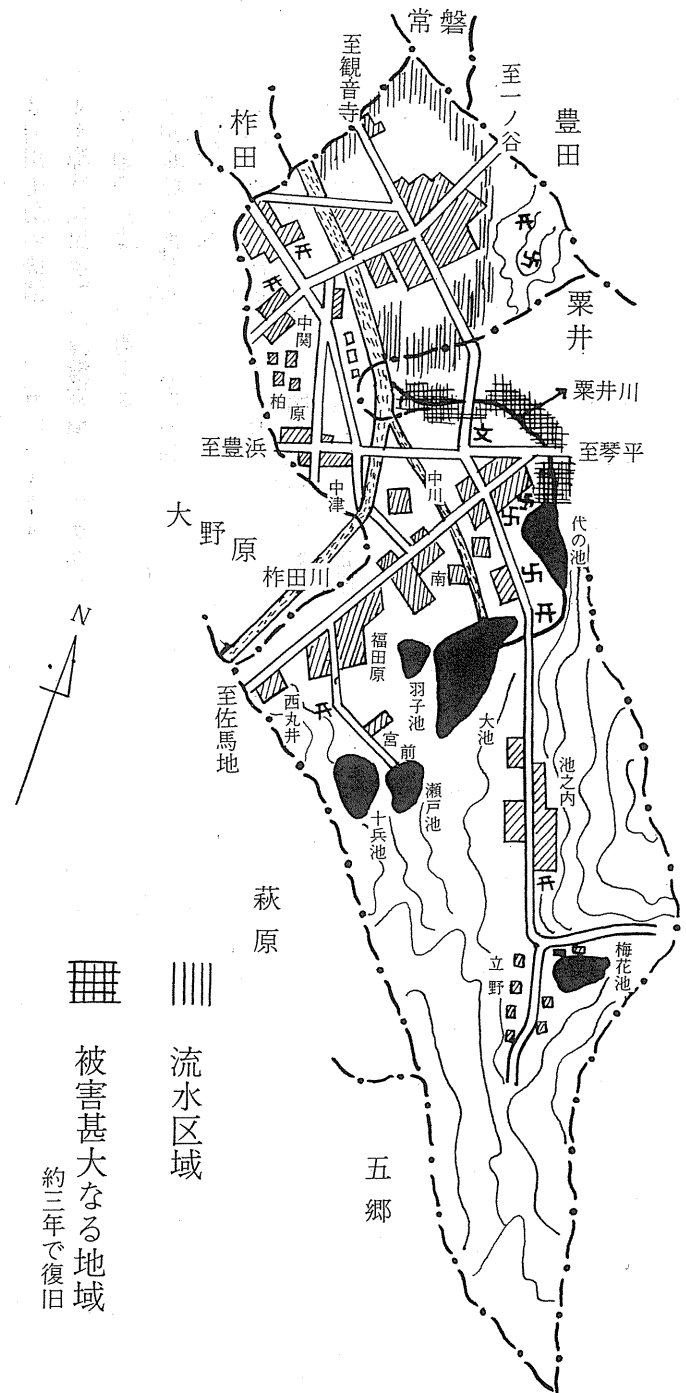
7. 田畑の浸水 二十町歩

8. 道路農道の決潰 七ヶ所

9. 被害位置および流水経路(左記のとおり)

紀伊全図(共済用)代之池決潰被害図

紀伊全図(共済用) (代之池決潰被害図)



これらの被害は、一瞬の天災とはいえ、治水の困難性を如実に示すものであり、また自然の力の偉大さに驚愕の念を禁じ得ない。人畜にさしたる傷害のなかったことは不幸中のさいわいである。

2 代之池復旧事業

○今日までの代之池

代之池は、東は平岡台地、西は十輪寺山、南には雲辺寺山系がちなり、北は堤防を造成して構築された灌漑用溜池である。いつの時代につくられたものか、その年代は詳かでない。

集水面積が狭く、降水量の少ない年には、水稻作付時までに満水せず、しばしば、旱害に見舞われ、農民の苦悩は、想像に絶するものがあった。これを解除するため、昭和の初頭、堤防の嵩上げによって貯水量の増大をはかり、もって降水量の僅少なる年にも、多量年の降水を蓄えて不安の解消をはかりたいとの願い切なるものがあった。

時節到来、昭和七年高上工事の大事業に着手し、各方面の協力援助により、工事は着々と進捗し、昭和十年に完成した。

爾来旱害の不安も解消され、安堵の生活を続けていたが、今回前記の災害を蒙り住民の非嘆は大きいものであった。

○災害の復旧

被害一週間後、七月二十日には丸井北集会場において、代之池水利組合総会を開催し、復旧対策の決議を行なっている。これによってその決意の程がうかがわれる。

決議

昭和二十六年七月十三日午後一時、代之池堤防決潰の災害に遇う。

水利は吾等組合員の生命なり。憶うに、吾等の耕地の水源地代之池は、貯れ量僅少にて、毎年の如く水利に不安なりしを、当時の当局者並びに水利組合員の協力において、昭和七年高上工事の大事業に着手し、昭和十年完成せられたり。

幽来旱害に遭遇せず、愁眉を開き感謝のうちに過したりとも此度堤防決潰の災害に遇い、実に悲痛の極みなり。加うるに敗戦後、経済事情不安定にして、之が復旧容易ならざるものもあるも高上げ工事の大事業を思えば、如何なる困難をも克服して、之が復旧事業を完成し、故人の靈に報ゆると共に水利の安定を図り水利施設の福利を享受しなければならぬ。吾等は協力一致して左記条項を相守り復旧工事の一日も速かなんことを念願し茲に固く決議する。

記

一、昭和二十六年水稻灌漑用水確保の仮工事の経費負担並びに労力負担
二、堤防復旧工事完成の工事費負担並に労力負担
三、堤防決潰に起因する善後策については当局者に一任し、円満なる解決に協力する。

昭和二十六年七月二十日

代之池水利組合員 各署名印 四十八名

3 復旧事業実行要領

災害復旧事業は、昭和二十六年七月の決潰以後、被害者たる代之池水利（組合）総代において村営事業の代行を務めてきたが、さきに村当局より県当局を通じ国庫補助事業として採諾施行方を申請中の処、本省な

らびに県当局の認証が得られたので村会の決議により村の管理者たる村長（当時山田栄太郎氏）が水利組合長（当時は小出三良氏）並びに関係機関及び請負者たる会社と相提携して事業の執行に当り、代之池水利（組合）総代に事業運営を委嘱する方法を採り施行された。

4 工事総経費 八、六五一、〇〇〇円

5 工事請負者 高松市北亀井町 関西地下水源開発株式会社

(三) 大池の治水

一、所在地 三豊郡大野原町大字丸井

二、池の規模 堤長 二五〇米

堤高 一三、一米

満水面積 一二、五八ヘクタール

貯水量 五五一、五五〇六立米

灌漑面積 一五五、〇ヘクタール

水掛地域 大野原町紀伊、観音寺市向本庄、観音寺市木之郷町一部

三、築造

寛永二十年（一六四三）に着手された。平田与一左衛門の「大野原開墾」を発端として、当時の豊田郡（現在の三豊郡西部）の各地には開墾ブームがまき起った。即ち万治年間から寛永の初め（一六五八）にかけては、紀伊青岡原当時は中姫村の一部であった。和田村の関屋新田、豊田村の豊田新田、栗屋新田などが、

延宝四年（一六七六）には和田の林などが拓かれ、郡内の新田畑は急激にその面積を増加した一方、こうした開墾の進展に伴い、その用水源としての溜池の築造が必要であることは当然で、開墾の進歩と平行して溜池もまた急速にその数を増してきた。そしてこの紀伊大池と、もともとは青岡原の開墾にも必要な水源として築造された溜池であった。ところで、この大池築造については、丸井村熊岡左吉衛門によって万治二年から二年目の寛文二年（一六六二）に完成された。熊岡左吉衛門については、現在池の付近の墓地に古びた墓碑が残り、丸井十輪寺住職一佐伯行賢時代に法名「尺貫善院淨泉淨徳居士」元録十二年巳卯五月十二日亡大池元祖熊岡左吉衛門事とした。現在はこの付近には、熊岡性を名のる者はなく只今では琴平町榎井に子孫という熊岡氏が居住している。当時の丸亀藩の財政状態はあまり裕福とはいえず、新田の開墾にしても城下の豪商とか、地方の豪農などに請負わせ、その新田の所持を認め貢租を納めさせる、いわゆる町人請負新田とか、又は自分の家臣に開墾させ、その成功と共にこれをその者の「知行地」として加えるとかの方法をとっていたようである。この熊岡左吉衛門の場合はここを知行地として貰い受け、ここに一時住みついて開墾に従事した家臣ではなかったかと考えられる。現在池の堤上には熊岡祖霊社という小祠が祀られ、毎年左吉衛門の命日とされている五月十二日を例条日と定め、ささやかながらその功績をしのび感謝のまつりが営まれている。ところでこの大池築造によって、開墾はますます進み、池築造後二年の寛文四年には丸井村（上福田）の開墾が始まり、さらに延宝九年（一六八一）には、粟井村向本庄新田が新に拓かれ、これも水掛に加えられるなど、用水の必要は益々増加してきた。このため天明年間（一七八一—一七八八）には、当時丸井村の庄屋職にあった小出惟美が、この大池の嵩上げ増築を計画し、豊田郡大庄屋の和田村宮武氏を通じ丸亀藩に出願し、その許を受けて工事を完成したという。この工事の規模などについては、記録が喪失し、正確

を期し難いが、人夫五万数千人を要したと伝えられているので、かなり大規模な工事であったようだ。おそらくこの工事によって、池は従来に較べ格段に大きくなり貯水量も数倍になったと見られる。当地は丸亀から普請奉行又はその事代が現地に出張してくる度ごとに、米飯とみそ汁を供してこれをもてなした、と今でもこの付近で語り草になっている。当時の農民には麦の混らない米飯などは、全く無縁のものであった。そして当時丸井村の庄屋の功績は、非常に大きかった事が考えられる。明治二十六年には、突如堤に大穴があき、折りから満水の貯水は下流の田畑をおし流し、相当の被害を受け、恐らく堤防の老朽がその原因と見られる。この年は、遂に大池に水を溜めることが出来ず、水掛は水源を失い田植も満足にできず、稲作は大きな被害をこうむった。最近では昭和十八年から二十四年にかけて、工事費五十五万円を投じて堤防の内法の浪返し、一石張の積替補強、余水吐の改造及び堤防高一尺（三〇糎）の嵩上げ補強工事を実施した。この時とかく問題となってきた池成（池の周辺の低湿田）一町歩余りの土地の地上げを併せて行い、これによって貯水位の上昇を目論んだのであるが、渚の關係に依り、満水石は建てていない。この大池はその立地条件もよく、比較的問題の少ない池である。ただ流域面積の割には余水吐（二ヶ所）が貧弱である。この点が改善されれば、貯水量も比較的豊富な溜池といえよう。

大池の管理については、築造当時より熊岡氏により管理せられていたが、其の後熊岡氏の離村するにつき、小出惟美庄屋に依って管理せられ、小出庄屋もその後離村され、明治三十二年より総代制になり、向本庄西山多祐氏、丸井山田源治氏、高橋和治郎氏、石丸伊之助氏、高橋栄吉氏、東享志氏となり、大正五年に再度高橋和治郎氏となった。

氏は大正十年九月、池の前面半分を切り取り松木棚五段を取り除き、石樋とする工事に着手し、全年十一月十

五日に竣工す。其後工事委員向本庄西山多祐氏、木之郷石川寿八氏と共に大川郡、木田郡の池を視察して帰り、池にバルブ樋を作った。これは県下第三番目の樋だという。氏は昭和十一年二月迄二十二年の長い間務められたが、改選の結果高橋正三氏となった。高橋正三氏も三十三年の長期間総代として務められたが、特に昭和十八年より同二十四年に至る堤防の内法浪返し石張りの積替え補強工事には、工事委員長請川卓氏、総代高橋正三氏が総監督となり、監督次木秀太郎氏、真鍋岩雄氏、久保田源氏、高橋善五郎氏と共に工事竣工監督される。

尚四十三年には老朽溜池として本樋の付近より水漏れが次第に多くなるので、当時の紀伊土地改良区理事長山田栄太郎氏と語り、工事費壱千九百万円余の事業費にて本樋全部の樋替および堤防にコンクリート注入工事を併せて行ない、現在では完全な堤防となり完全な溜池となった。

昭和四十四年十二月、改選の結果、総代茨木秀太郎氏となった。大池には総代の他に池守十二名あり、一年に二名宛交代により池の管理に当たっている。池守の手当としては、一ケ年一人に付き玄米六斗として総代制を置いた当時より、以上の様な定めとなっている。そこで現物では支給が出来にくいので代金を立てて支給をしていた。それが大池の米相場として長く継続していたが、昭和三十年以後には、人件費が次第に高くなり、現在の米相場とは非常にかけはなれた人件費となったので、大体現在の人件費に見合せて支給するようになった。